# 個人住民税の特別徴収(給与天引き)を実施していない事業主の皆様へ

鹿児島県と県内全ての市町村からのお知らせ

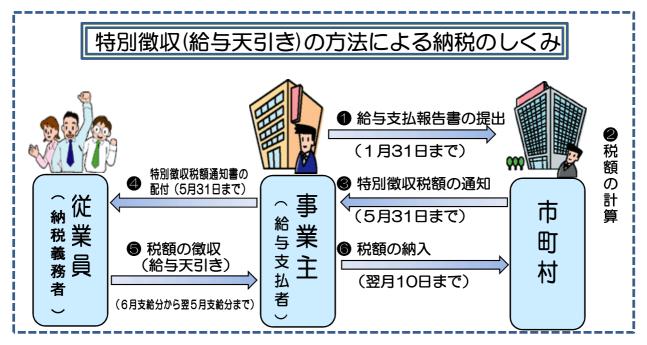
県内の全市町村は、<u>平成27年度</u>に 個人住民税特別徴収の対象となる 事業者を一斉に指定します。

# ◎個人住民税の特別徴収とは

- 〇 事業主(給与支払者)が、所得税の源泉徴収と同様に、住民税の納税義務者である 従業員等に代わって、毎月支払う給与から個人住民税を<u>徴収(給与天引き</u>)し、納入 していただく制度です。
- 地方税法第321条の4及び各市町村の税条例の規定により、給与を支払う事業者は、原則として全て特別徴収義務者として住民税を特別徴収していただくことになっています。

## ◎特別徴収による納入方法

〇 毎年5月に特別徴収義務者あてに「特別徴収税額決定通知書」と「納入書」を送付しますので、その税額を毎月の給与から徴収し、翌月の10日までに各従業員の住所地の市町村に納入していただきます。



こちらも御覧ください。 鹿児島県ホームページ

http://www.pref.kagoshima.jp/ab07/kurashi-kankyo/zei/info/tokubetsu.html]

詳しくは、各市町村の住民税担当課(裏面)へお問い合わせください。

# 個人住民税の特別徴収に関するQ&A



Q 今まで普通徴収でよかったはずなのに、なぜ、これから特別徴収しないといけないのですか? 何か制度が変わったのですか?

A 地方税法では、原則として、所得税を源泉徴収している事業主(給与支払者)は、従業員の個人住民税を特別徴収しなければならないこととされています。

法令改正等があったわけではなく、今までも、この要件に該当する事業所については、 特別徴収をしていただく必要があったのですが、それが徹底されていませんでした。



#### Q 特別徴収に切り替えることで、メリットは何かあるのですか?

- A 次のように、いくつかのメリットがあります。
- ① 個人住民税の税額計算を市町村が行いますので、事業主は所得税のように税額計算をしたり、年末調整をする手間はかかりません。
- ② 事業主が市町村へ納入するので、従業員が金融機関や市町村窓口へわざわざ出向いて納付する必要がありません。
- ③ 従業員の方々が,年税額を4回に分けて支払う「普通徴収」に対し,特別徴収は年12回 払いとなるため,1回当たりの納税額が少なくてすみます。



志布志市税

務

### Q 特別徴収するためにはどうすればよいのですか?

- A 毎年1月31日までに提出することになっている「給与支払報告書(総括表)」の特別徴収の欄に該当人数をご記入のうえ、各市町村に提出してください。5月31日までに各市町村から特別徴収税額を通知します。
- ※ 市町村によって様式が異なっている場合がありますので、御不明な点がございましたら、 各市町村の個人住民税担当課にお問い合わせください。

#### この取組に関するお問い合わせ先

鹿児島県総務部 税務課(099-286-2196)、市町村課(099-286-2234)

課 099-474-1111 中 種 子 町 税

鹿児島地域振興局課税課099-805-7221大隅地域振興局県税課0994-52-2097南薩地域振興局県税課0993-52-1317熊 毛 支 庁 県 税 課0997-22-0006北薩地域振興局県税課0996-25-5205大 島 支 庁 県 税 課0997-57-7229

#### 姶良 · 伊佐地域振興局県税課 0995-63-8126 具体的な手続きに関するお問い合わせ先(各個人住民税担当課) 扫当課 電話番号 市町村名 担当課 電話番号 市町村名 担当課 雷話番号 市町村名 鹿 児 島 市 市 民 税 課 099-216-1176 奄 南種子町税 課 0997-26-1111 務 美 市税 務 課 0997-52-1111 屖 市税 務 課 0994-31-1112 南 九 州 市税 務 課 0993-56-1111 屋 久 島 町 税 務 課 0997-47-2111 市税 村住民税務課 0997-57-2111 市税 課 0993-73-2175 伊 佐 課 0995-23-1311 阿 久 根 市 税 課 0996-73-1203 姶 市税 課 0995-66-3111 宇 村住民税務課 0997-67-2211 務 検 務 良 課 0996-63-4031 Ξ 村総 務 課 099-222-3141 瀬 戸 内 町 税 務 課 0997-72-1116 лk 市税 鳥 課 0993-22-2111 + 村総 課 099-222-2101 町 民 税 務 課 0997-62-3111 宿 市税 務 務 龍 郷 課 0996-53-1111 之 表 市税 務 課 0997-22-1115 さ つ ま 町 税 務 喜 界 町 税 課 0997-65-3686 課 0994-32-1114 長 町税 務 課 0996-86-1172 徳 之 島 町 税 課 0997-82-1111 市税 島 務 水 務 町税 課 0997-85-5345 薩摩川内市税 務 課 0996-23-5111 湧 務 課 0995-74-3111 天 町 税 務 課 0997-86-3111 置 市税 課 099-248-9412 大 峆 町税 務 課 099-476-1111 伊 仙 町 税 課 0997-84-3514 課 0986-76-8804 東 串 良 町 税 於 市税 務 課 0994-63-3109 和 泊 町税 課 0997-84-3154 町税 島 市税 務 課 0995-64-0884 錦 江 町住民税務課 0994-22-3037 知 名 務 いちき串木野市 税 課 0996-33-5616 南 大 隅 町 税 課 0994-24-3116 与 町 税 務 課 0997-97-3111 付 南さつま市税 課 0993-53-2111 肝 町税 課 0994-65-8414 鹿児島県個人住民税特別徴収

務

課 0997-27-1111

適正実施連絡会議